

京都市告示第 407 号

平成 23 年 1 月 5 日に提出のあった「京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例」の改正に係る請求について、同年 1 月 31 日に議会の議決がありましたので、地方自治法第 74 条第 3 項及び同法施行令第 98 条第 2 項の規定に基づき、その結果を次のとおり告示します。

平成 23 年 2 月 1 日

京都市長 門川 大作

審議の結果 否決

(行財政局総務部総務課)